

平成30年7月5日(木曜日) 第 3009 号

癷 行 空 褊

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている

次 目

区域の指定……(環境管理課)8 百 ○歳入の収納の事務の委託………(教育庁) 8 告 ○危険物の規制及び火災の原因の調査に関する規 ○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(則の一部を改正する規則……………(消防保安課)1 2件) ······(蛭·崗·敖参醥) 8 ○鳥獣保護区(指定)の指針案の縦覧………(自然環境課) 9 ○鳥獣保護区の指定に関する公聴会の開催………(″)9 ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の ○鳥獣保護区特別保護地区(指定)の指針案 3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部 の縦覧………(を改正する告示……………………(人事課) 4 ○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会 ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 の開催・・・・・・(○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事 が定める金額の一部を改正する告示……… (//) 4 町村の意見…………………(商工政策課)10 ○生活保護法に基づく医療機関の指定……(福祉保健課)6 ○宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退(″)6 申請の手続の公表………………(企業振興課)10 ○指定障害児通所支援事業者の指定(5件) …… (障がい福祉課) 6 ○地図及び簿冊の認証(7件) …… (農村計画課)11 ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定………(// //) 7

覞

危険物の規制及び火災の原因の調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

) 10

宮崎県規則第53号

危険物の規制及び火災の原因の調査に関する規則の一部を改正する規則

危険物の規制及び火災の原因の調査に関する規則(昭和35年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改下前

- 第1条 知事の権限に属する危険物の規制及び火災の原因の調査に 関しては、消防法(昭和23年法律第86号。以下「法」という。) 、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第 306号。)及び危 険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に規定する もののほか、この規則の定めるところによる。
- 第2条 法第16条の5第3項及び第35条の3第2項において準用す る法第4条第4項に規定する知事の定める証票は、別記様式によ
- 第3条 製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。) の所有者、管理者又は占有者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 (1) [略]
 - (2) 製造所等を設置した者の氏名若しくは名称又は製造所等の 所在する場所の地名、番地に変更があったとき。
 - (3) 「略]

- 改正後
- 第1条 知事の権限に属する危険物の規制及び火災の原因の調査に 関しては、消防法(昭和23年法律第 186号。以下「法」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第 306号)及び危 険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)に規定する もののほか、この規則の定めるところによる。
- 第2条 法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第35条の 3第2項において準用する法第4条第2項の証票は、別記様式に よる。
- 第3条 製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。) の所有者、管理者又は占有者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 「略]
- (2) 製造所等を設置した者の氏名若しくは名称又は製造所等の 所在する場所の地名若しくは番地に変更があったとき。
- (3) 「略]

別記様式を次のように改める。



(表)

検 3 cm → 3 cm

職員証

番 号 第 号

 発 行 日
 年
 月
 日

 有効期限
 年
 月
 日

所 職 名 氏

上記の者は、消防法第16条の3の2第2項及び第16条の5第1項並びに第35条の3第2項において準用する第34条第1項の規定による立入検査等を行う者であることを証明する。

宮崎県知事

印

(裏)

消防法抜粋

- 第16条の3の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故(火災を除く。以下この条において同じ。)であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。
- 2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

3 · 4 「略]

第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所(以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

2 · 3 [略]

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

2 「略]

- 第35条の3 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合に限り、第31条又は第33条の規定による火災の原因の調査をすることができる。
- 2 第32条及び第34条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第1項中「当該消防職員」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第35条第1項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

(縦12センチメートル、横8センチメートル)

附則

この規則は、公布の日から施行する。



宮崎県告示第 604号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 | 5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

改正前

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|------------|---------------|----------|
| 20歳未満 | 4,688円 | 13,207円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,173円 | 13,207円 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,721円 | 13,589円 |
| 30歳以上35歳未満 | <u>6,139円</u> | 16,312円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,571円 | 18,803円 |
| 40歳以上45歳未満 | <u>6,750円</u> | 21,355円 |
| 45歳以上50歳未満 | 6,865円 | 23,924円 |
| 50歳以上55歳未満 | <u>6,738円</u> | 25, 214円 |
| 55歳以上60歳未満 | <u>6,057円</u> | 24,747円 |
| 60歳以上65歳未満 | 4,916円 | 19,935円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,930円 | 15,579円 |
| 70歳以上 | 3,930円 | 13,207円 |

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左 欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額 及び同表の右欄に掲げる額とする。

改正後

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|------------|---------------|----------|
| 20歳未満 | 4,751円 | 13,287円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,333円 | 13,287円 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,894円 | 13,958円 |
| 30歳以上35歳未満 | <u>6,233円</u> | 16,456円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,654円 | 19,157円 |
| 40歳以上45歳未満 | 6,893円 | 21,279円 |
| 45歳以上50歳未満 | 7,031円 | 24, 269円 |
| 50歳以上55歳未満 | <u>6,792円</u> | 25,630円 |
| 55歳以上60歳未満 | <u>6,191円</u> | 24,976円 |
| 60歳以上65歳未満 | 5,009円 | 20, 297円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,920円 | 15,558円 |
| 70歳以上 | 3,920円 | 13, 287円 |

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2 第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満 の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以 上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上 30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項 、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の告示の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、 40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の最低限度額 並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未 満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成29年4月 1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し 、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 605号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125 号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ 10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げ る介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けたる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた 日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状 介護を受けた日の区分 金額 態の区分 常時介護を要す 1 [略] その月における介 る状態 護に要する費用と して支出された費 用の額(その額が 10万 4,950円を超 えるときは、<u>10万</u> 4,950円) 2 一の月に親族又は 月額5万7,030円 これに準ずる者によ (新たに介護補償 る介護を受けた日が を支給すべき事由 あるとき(その月に が生じた月にあっ 介護に要する費用をしては、介護に要す 支出して介護を受ける費用として支出 た日がある場合にあ された額) っては、当該介護に 要する費用として支 出された額が<u>5万7</u> ,030円以下であると きに限る。)。 随時介護を要す 1 [略] その月における介 る状態 護に要する費用と して支出された費 用の額(その額が 5万2,480円を超 えるときは、5万 <u>2,480円</u>) 2 一の月に親族又は 月額2万 8,520円 これに準ずる者によ (新たに介護補償 る介護を受けた日が を支給すべき事由 あるとき(その月に)が生じた月にあっ 介護に要する費用をしては、介護に要す 支出して介護を受ける費用として支出 た日がある場合にあ された額) っては、当該介護に 要する費用として支 出された額が2万8 ,520円以下であると きに限る。)。

改正後

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 ロの区分ごとにそれぞれ同事の左欄に掲げる今類とする

| 1の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。 | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 介護を要する状 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | | | | | | |
| 態の区分 | | | | | | | | |
| 常時介護を要す | 1 [略] | その月における介 | | | | | | |
| る状態 | | 護に要する費用と | | | | | | |
| | | して支出された費 | | | | | | |
| | | 用の額(その額が | | | | | | |
| | | <u>10万 5,130円</u> を超 | | | | | | |
| | | えるときは、 <u>10万</u> | | | | | | |
| | | _5,130円) | | | | | | |
| | 2 一の月に親族又は | 月額5万 7,110円 | | | | | | |
| | これに準ずる者によ | (新たに介護補償 | | | | | | |
| | る介護を受けた日が | を支給すべき事由 | | | | | | |
| | あるとき(その月に | が生じた月にあっ | | | | | | |
| | 介護に要する費用を | ては、介護に要す | | | | | | |
| | 支出して介護を受け | る費用として支出 | | | | | | |
| | た日がある場合にあ | された額) | | | | | | |
| | っては、当該介護に | | | | | | | |
| | 要する費用として支 | | | | | | | |
| | 出された額が <u>5万 7</u> | | | | | | | |
| | ,110円以下であると | | | | | | | |
| | きに限る。)。 | | | | | | | |
| 随時介護を要す | 1 [略] | その月における介 | | | | | | |
| る状態 | | 護に要する費用と | | | | | | |
| - , ,,,,, | | して支出された費 | | | | | | |
| | | 用の額(その額が | | | | | | |
| | | 5万 2,570円を超 | | | | | | |
| | | えるときは、 <u>5万</u> | | | | | | |
| | | 2,570円) | | | | | | |
| | 2 一の月に親族又は | 月額2万 8,560円 | | | | | | |
| | これに準ずる者によ | (新たに介護補償 | | | | | | |
| | る介護を受けた日が | を支給すべき事由 | | | | | | |
| | あるとき(その月に | が生じた月にあっ | | | | | | |
| | 介護に要する費用を | ては、介護に要す | | | | | | |
| | 支出して介護を受け | る費用として支出 | | | | | | |
| | た日がある場合にあ | された額) | | | | | | |
| | っては、当該介護に | C 10/0100/ | | | | | | |
| | 要する費用として支 | | | | | | | |
| | 出された額が2万 8 | | | | | | | |
| 1 | 山で4いに飲ル <u>ム月 0</u> | | | | | | | |
| | 560円以下であるよ | | | | | | | |
| | <u>,560円</u> 以下であると きに限る。)。 | | | | | | | |

附則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2 の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお 従前の例による。

宮崎県告示第 606号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 | 在 | 地 | 指定年月日 |
|--------|----------|--------|-------|------------|
| きずな歯科医 | 院 西都市 地3 | 大字荒武 | 3967番 | 平成30年6月1日 |
| 日南こみぞ眼 | 科日南市 | 星倉1572 | 2番地 1 | 平成30年6月14日 |

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 辞退年月日 |
|------------------|------------------|-----------|
| 日南訪問看護ステ ーション | 日南市戸高1丁目4番 地6 | 平成30年4月1日 |

宮崎県告示第 608号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。 平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事 業 所 | 1 | 客 児 通 所 事 業 所 | | 害 児 通 所 事 業 者 | 指定 | 事 業 等 |
|------------|--------------|------------------|------------------|--------------------|-----------|--|
| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 年月日 | の種類 |
| 4550200457 | Second House | 都城市中町9街区 11号 | 株式会社NEO FIRST | 都城市南横市町 8442番地6 | 平成30年4月1日 | 児童発達支援、 放課後等デイサ ービス、保育所 等訪問支援 |

宮崎県告示第 609号

宮崎県告示第 607号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。 平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事業 | 所 | | | 指支 | 指定障害児通所支援事業者 | | 指 定 | 事 業 等 | | |
|----------|-----|---|--------------|-----|--------------|-------|------|-------------------------|-----|------------|
| 番 | 号 | 名 | 称 | 所 在 | 地 | 名 | 称 | 主たる事務 所の所在地 | 年月日 | の種類 |
| 45505001 | .20 | | デイサー ーゲンビ | | 445番 | 社会福祉会 | 法人興愛 | 西諸県郡高原町大 字広原3845番地18 | | 放課後等デイサービス |

宮崎県告示第 610号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事 業 所 | 指定障害児通所 支援 事業 所 | | 指定障害児通所 支援事業者 | | 指 定 | 事 業 等 |
|------------|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------|------------|----------------|
| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 年月日 | の種類 |
| 4551800024 | ぐろーあっぷ 高 原 | 西諸県郡高原町大 字西麓1359-1 | 株式会社peace of mind | 小林市南西方8441 番地 | 平成30年4月20日 | 放課後等デイサ ービス |

宮崎県告示第 611号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事 業 所 | | 指定障害児通所 支援事業所 | | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 | | 事 業 等 |
|------------|-------------------|------------------|--------|----------------------------|-----------|---------------------------|
| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 年月日 | の種類 |
| 4550500138 | チャイルドサポー ト びりあ | 小林市堤3081番地 3 | 株式会社祐脩 | 宮崎市太田3丁目 1番18号 | 平成30年6月1日 | 児童発達支援、 放課後等デイサ ービス |

宮崎県告示第 612号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事 業 所 | VIII / - 1 1 1 | 害 児 通 所 事 業 所 | 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 | | 指定 | 事 業 等 |
|------------|-------------------|----------------------|----------------------------|--------------------|------------|--------------|
| 番号 | 名称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | 年月日 | の種類 |
| 4550700076 | 児童通所支援事業 所たんぽぽ | 串間市大字西方仮 屋下5030-1 | 社会福祉法人龍口 会 | 串間市大字南方 3431番地5 | 平成30年6月10日 | 保育所等訪問支 援 |

宮崎県告示第 613号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定 により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師 を次のとおり指定した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 医師の氏名 | 従事する医 | 療機関 | 診療科目 | 指定年月日 |
|-------|----------------------------------|-----|-------|---------------|
| 区師の八石 | 名 称 | 所在地 | 砂原竹日 | 1日比平月口 |
| 山下 俊樹 | 国民健康保险高原病院 | 高原町 | 内科 | 平成30年7月1日 |
| 緒方 健一 | 独立行政法 人国立病院 機構都城医 療センター | 都城市 | 外科 | 平成30年7月1日 |
| 岡田 朋久 | 藤元総合病院 | 都城市 | 脳神経外科 | 平成30年7月1日 |
| 山筋 章博 | 藤元総合病院 | 都城市 | 消化器内科 | 平成30年7月1日 |
| 吉田 崇志 | 藤元総合病院 | 都城市 | 神経内科 | 平成30年7 月1日 |

| · | | | | |
|--------|---|-----|----------------------------|---------------|
| | | | | |
| 井上 英豪 | いのうえ整形外科クリニック | 延岡市 | 整形外科 リハビリ テーショ ン科 | 平成30年7月1日 |
| 川﨑 渉一郎 | 宮崎県済生会日向病院 | 門川町 | 神経内科 | 平成30年7月1日 |
| 種子田 岳史 | 国民健康保险高原病院 | 高原町 | 内科 | 平成30年7月1日 |
| 中川 進 | 医療法人宏 仁会海老原 総合病院 | 高鍋町 | 循環器内 科 | 平成30年7月1日 |
| 赤司 隼人 | 医療法人宏 仁会海老原 総合病院 | 高鍋町 | 外科 | 平成30年7月1日 |
| 石井 紗綾 | 医療法人お ざきメディ カルソシエ イツ尾崎眼 科延岡 | 延岡市 | 眼科 | 平成30年7 月1日 |
| 下石 光一郎 | 藤元総合病 | 都城市 | 心臓血管 | 平成30年7 |

| | | 院 | | 外科 | 月1日 |
|----|-----|------------|-----|--------------------|-----------|
| 杉尾 | 勇太 | 都城市郡医師会病院 | 都城市 | 形成外科 | 平成30年7月1日 |
| 河村 | 健太郎 | 藤元総合病院 | 都城市 | リハビリ テーショ ン科 | 平成30年7月1日 |
| 戸田 | 雅 | 県立延岡病 院 | 延岡市 | 整形外科 | 平成30年7月1日 |
| 明利 | 聡瑠 | 県立日南病 院 | 日南市 | 小児科 | 平成30年7月1日 |
| 杉山 | 崇史 | 藤元上町病院 | 都城市 | 神経内科、内科 | 平成30年7月1日 |

宮崎県告示第 614号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 形質変更時要届出区域(埋立地管理区域) 別図のとおり(日向市船場町1番2の一部)
 - (「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課 に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第 1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

宮崎県告示第 615号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 委託した 収納事務 委 託 先 委 託 期 間 宮崎県育英 地銀ネットワークサービ | | | |
|--|-------|--|------|
| 資金返還金ス株式会社平成33年3月31日までの収納事務国分グローサーズチェーン株式会社マ成33年3月31日まで株式会社しんきん情報サービス株式会社セイコーマート株式会社セーブオン株式会社セーブオン株式会社セブンーイレブン・ジャパン株式会社ファミリーマー | - 1 | 委 託 先 | 委託期間 |
| | 資金返還金 | ス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セーブオン 株式会社セブンーイレブ ン・ジャパン | |

株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があった。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 申請 年月日 | 名 | 称 | 代表者 | 音の氏名 | 主たる事 務所の所 在地 | 定款に記載され た目的 |
|------------------------|-----------|------|-----|------|--------------------|--|
| 平成 30年 6月 25日 | 特定非活動はイック | 人ハンり | 坂元 | 邦子 | 宮崎県宮崎市恒久南3丁目10番地19 | 主と復会で対応練発業業わをのた援ノシ築社すると、立と帰参いは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 |

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があった。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 申請年月日 | 名 称 | 代表者の氏名 | 主たる事 務所の所 在地 | 定款に記載され た目的 | |
|-------|-------|--------|--------------------|----------------|--|
| 平成 | 特定非営利 | 佐藤 留理子 | 宮崎県西 | この法人は、 | |
| 30年 | 活動法人一 | | 臼杵郡高 | 障害のある人と | |
| 6月 | 歩会 | | 千穂町大 | その家族に対し | |
| 25日 | | | 字下野14 | て、それぞれの | |

| | 33番地 | 地域においてそ |
|--|------|---------|
| | | の人らしい生活 |
| | | をおくれるよう |
| | | に支援するとと |
| | | もに、その人に |
| | | 合った日中活動 |
| | | の場を提供する |
| | | ことにより、障 |
| | | 害者の福祉増進 |
| | | を図ることを目 |
| | | 的とする。 |
| | | |

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定を行うこ ととしたので、同条第4項の規定により、当該鳥獣保護区の指針案 を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から 起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出す ることができる。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 鳥獣保護区の名称
 速日ノ峰鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市と日之影町と美郷町の市町境の交点を起点とし、同所から延岡市と日之影町の市町境を北東に向かって進み、五ヶ瀬川地域森林計画区延岡市北方町52林班と49林班との境に至り、同所から同49林班と同52林班及び51林班との境を南南東及び東南東に進み、同51林班内の民有林と国有林の境界の稜線に至り、同所から同稜線を南に進み、延岡市と美郷町の市町境に至り、同所から同市町境を南西及び西並びに北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

3 鳥獣保護区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護管理員と調整を図りながら、定期的に巡 視活動等を実施し、鳥獣保護の生息環境保全に努める。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局

(2) 期間

平成30年7月5日から平成30年7月18日まで

- 6 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

平成30年7月5日から平成30年7月18日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該指針案についての意見とともに、意見書提出 者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第6項の規定により、速日ノ峰鳥獣保護区の指 定について公聴会を次のとおり開催する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 日時 | 場所 | 意見を聴こうとする案件 |
|------------------------------------|--|----------------------|
| 平成30年7月 26日(木) 午後1時30分 から | 延岡市北方文化セン ター会議室 延岡市北方町川水流 卯 695 | 速日ノ峰鳥獣保護区の指 定について |

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を行う こととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の 規定により、当該特別保護地区の指針案を次のとおり縦覧に供する

なお、当該指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から 起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出す ることができる。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 特別保護地区の名称
 樫葉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

美郷町南郷上渡川樫葉に所在する林道渡川大藪線槙鼻峠の椎葉村境と民有林と国有林の境界が交わる点を起点とし、同所から椎葉村境の稜線を北に向かって進み、宮崎北部森林管理署の62林班と61林班の境界に至り、同所から同61林班と62林班の境に沿って東に進み、同61林班は小班とに小班の境界に至り、同所から同61林班は小班とに小班の境に沿って東に進み、同60林班との境界に至り、同所から同60林班と61林班及び62林班との境界に沿って南に進み、国有林と民有林の境界に至り、同所より国有林と民有林の境を西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

3 特別保護地区の存続期間平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

定期的な巡視の実施等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を 及ぼすことのないよう留意する。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局

(2) 期間

平成30年7月5日から平成30年7月18日まで

- 6 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

平成30年7月5日から平成30年7月18日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該指針案についての意見とともに、意見書提出 者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規 定により、樫葉鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次 のとおり開催する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 日時 | 場所 | 意見を聴こうとする案件 |
|-------------------------------------|--|--------------------------|
| 平成30年7月 31日 (火) 午後1時30分 から | 美郷町役場南郷支所 1階ギャラリー会議 室 東臼杵郡美郷町南郷 神門 287 | 樫葉鳥獣保護区特別保護 地区の指定について |

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス亀崎店 日向市亀崎西一丁目77 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成30年3月6日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年7月5日から平成30年8月6日まで

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県機械技術センター(以下「センター」という。
- (2) 所在地 宮崎県延岡市大武町39番地82
- (3) 設置目的 センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、主として機械設備の利用及び機械金属工業に係る知識及び技術の修得施設である。
- 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められ

るときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 機械設備の利用に関する業務
- (2) 施設(附属設備を含む。)及び機械設備の維持及び保全に関する業務
- (3) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
- (4) イノベーション創出活動の活性化に関する業務
- (5) 材料試験及び検査測定に関する業務
- (6) 使用料及び手数料の徴収に関する業務
- (7) (1)から(6)までの業務に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県機械技術センター 管理規則(平成17年宮崎県規則第77号)第13条に規定する管理の 基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し 、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 法人にあっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244 条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものである
- 8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県機械技術センター指

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等 により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県機械技 術センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が 確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部企業振興課技術 支援担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880 -8501 電話番号0985 (26) 7114
- (2) 配布期間 平成30年7月5日から平成30年9月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を 添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に 限る。)により提出すること。
 - (2) 提出期間 平成30年8月6日から平成30年9月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県商工観光労働部企業振興課技術支援担当 宮崎県宮崎市 橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7114
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称 日南市
- 2 地籍調査を行った期間平成27年5月1日から平成30年2月21日
- 3 地籍調査を行った地域 日南市大字宮浦の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称 日南市
- 2 地籍調査を行った期間平成27年5月1日から平成30年2月21日
- 3 地籍調査を行った地域 日南市大字酒谷の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

1 地籍調査を行った者の名称 日南市

2 地籍調査を行った期間平成27年5月1日から平成30年2月21日

- 3 地籍調査を行った地域 日南市大字風田の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称 小林市
- 2 地籍調査を行った期間平成27年9月1日から平成29年7月3日
- 3 地籍調査を行った地域 小林市真方の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称 小林市
- 2 地籍調査を行った期間平成27年10月1日から平成29年12月25日
- 3 地籍調査を行った地域 小林市北西方の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

小林市

- 2 地籍調査を行った期間平成28年6月1日から平成29年7月7日
- 3 地籍調査を行った地域 小林市真方の一部
- 4 認証年月日平成30年6月26日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

小林市

- 2 地籍調査を行った期間平成28年6月1日から平成29年12月1日
- 3 地籍調査を行った地域 小林市真方の一部
- 4 認証年月日 平成30年6月26日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 宮崎県警察捜査情報統合管理システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。
 - (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
 - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ると認められる者であること。

- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (9) 宮崎県内に保守作業員の拠点となる事業所等を確保している 、若しくは上記1の(3)の契約期間中確保できる見込みがあること。
- (III) 本システム構築業務と同種の業務契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績があること。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参 加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなけれ ばならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1 丁目8番28号

郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 提出期間 平成30年7月5日(木)から平成30年8月3日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から 午後5時まで)

- (3) 提出方法 持参又は送付(郵送にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成30年8月 10日(金)までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年7月5日(木)から平成30年8月16日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後 5時まで)

- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年7月5日(木)から平成30年8月3日(金)

まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後 5時まで)

- 7 仕様に関する質疑受付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部刑事部刑事企画課企画係
 - (2) 期間 平成30年7月5日(木)から平成30年8月3日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後 5時まで)

- 8 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成30年8月17日(金)午前10時30分
- 9 入札保証金

宮崎県財務規則第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Miyazaki Prefectural Police Investigation information integrated management System, 1 set
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 3 August, 2018
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.

TEL: 0985-31-0110

| 平成 30 年 7 月 5 日 (木曜日) 第 3009 号 | 宮 | 崎 | 県 | 公 | 報 |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |